平成２８年（フ）第２３８号
群馬県甘楽郡南牧村大字大日向31番地７
債務者　塩田喜代江
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第７６号
岐阜県多治見市生田町２丁目92番地
債務者　岩部　麻理
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第３９５号
静岡県沼津市千本港町19番地の５　ヴィラシーフロント202、前住所静岡県沼津市西島町１番６号　ポリシエ102
債務者　齋川真由美
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第８３８号
大阪府富田林市須賀２丁目27番21―207号、前住所大阪府河内長野市木戸３丁目13番１―301号
債務者　山崎　秀樹
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８７５号
大阪府藤井寺市道明寺１丁目14番45号
債務者　宇都宮友磨
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８７９号
大阪府松原市東新町１丁目32番地の26
債務者　松井　竜太（旧姓友草）
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８８９号
堺市東区日置荘北町３丁９番32号
債務者　守谷　美穂
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９０３号
堺市中区深井東町3015番地　サンシャイン深井303号
債務者　濵上　君代
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９１１号
堺市中区堀上町75番地　ラ・ブランシェ208号
債務者　生田　慎一
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９１５号
堺市西区上野芝町７丁16番５―205号
債務者　張　　金秋（ＺＨＡＮＧ　ＪＩＮＱＩＵ）
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９２５号
堺市中区深井北町938番地１　寺内ハイツ102号
債務者　釘貫　敬光
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９４０号
堺市西区鳳西町１丁82番地４　北川園１号
債務者　泉谷　哲郎
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９４１号
堺市堺区今池町６丁２番10号　かくお第３マンション403号
債務者　鈴木　由嘉（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１７号
兵庫県篠山市小田中580番地３
債務者　伏原　英子
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成２８年（フ）第１８号
兵庫県篠山市小田中580番地３
債務者　伏原　愛美
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成２８年（フ）第１０９号
北海道登別市鷲別町６丁目23番地７越後第２アパート102
債務者　林　　龍雄
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１１５号
北海道室蘭市高砂町１丁目42番３―202号セントラルハイツ
債務者　三井　　誠
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第８４号
新潟県上越市春日山町３丁目13番39号　ハイツアルプ101号
債務者　笹渡　健一
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
新潟地方裁判所高田支部